

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画第3次県立特別支援学校整備計画

一人一人が輝く共生社会の形成に向けた





千葉県の特別支援教育のさらなる充実を図るため、千葉県教育委員会では、令和4年3月に第3次千葉県特別支援教育推進基本計画及び第3次県立特別支援学校整備計画を策定しました。計画期間は、令和13年度までの10年間です。

第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画

THE P

障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

特別支援教育の推進共生社会の形成に向けた人一人が輝く

特別

特別支援学校の整備と機能の充実



ICTの利活用による教育の質の向上

卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実



特別支援教育に関する教員の専門性の向上

第3次県立特別支援学校整備計画 現在の過密状況への対応 今後の児童生徒増に伴う過密状況への対応



【お問い合わせ先】千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に関すること 電話:043-223-4050 第3次県立特別支援学校整備計画に関すること 電話:043-223-4079

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画

計画の本文はこちらから→ (「千葉県ホームページ」にリンク)



ICTの利活用による教育の質の向上

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に着けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、幼児児童生徒が最大限の力を発揮できるようICTを利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れます。

個別最適化した学びを実現するためのICT利活用による指導の充実







医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

医療的ケア児の通学について

教員及び医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上

医療的ケア看護職員の認知向上

医療的ケア児の理解促進及び医療的ケア実施体制の構築

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、高度な医療的ケアに対応し、安全で確実な医療的ケアが実施できるよう、教員及び医療的ケア看護職員への研修の充実に努めていきます。 医療的ケア児支援法の施行に伴い、小・中・高等学校等全ての学校において、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備を行っていきます。





第3次県立特別支援学校整備計画

整備計画の本文はこちらから→ (「千葉県ホームページ」にリンク)





県立特別支援学校の過密状況は依然続いており、引き続き対応していく必要があります。県立特別支援学校の児童生徒数は令和8年度をピークに増加することが見込まれ、国の「特別支援学校設置基準」を踏まえた計画的な整備も必要であることから、県特別支援教育推進基本計画の具体計画として策定します。計画期間は令和13年度までの10年間です。



特別支援学校設置基準を踏まえ、既存校も含め、各学校の状況に応じて個別に対応を検討して、 教育環境の改善に努めます。計画期間の前半5年間は「現在の過密状況への対応」を優先して取り組みます。



設置基準の趣旨に合致することを前提とし、新設校等の設置(既存校への併設型を含む)、 既存校舎の増築等で対応します。

■前期計画で過密状況への対応を検討する特別支援学校

千葉特別支援学校(知的障害)、八千代特別支援学校(知的障害)、市川特別支援学校(知的障害)、 船橋特別支援学校(肢体不自由)、松戸特別支援学校(肢体不自由)、印旛特別支援学校(知的障害)、 君津特別支援学校(知的障害)

○状況により過密状況の解消に向けた対応が必要となった場合には、あらかじめ計画した対応時期にかかわらず、早急に対応を検討します。 ○計画後期の具体的な対応については、計画中間年となる令和8年度に児童生徒数の状況を踏まえ、中間評価を行った上で検討します。